

豊川市監査公表第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年9月27日

豊川市監査委員

同

同

鈴木 不二夫

上 澤 勉

松 下 広 和

## 別紙

### 財政援助団体等監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象

- (1) 対象団体  
豊川市観光協会
- (2) 所管部署  
産業部商工観光課

#### 2 監査の範囲

- (1) 対象団体  
平成27年度豊川市観光協会会計  
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)
- (2) 所管部署  
平成27年度一般会計  
(上記団体関係分)

#### 3 監査の実施期間

平成28年5月31日～平成28年6月29日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 対象団体等

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について
- エ 会計経理、財産管理について

##### (2) 所管部署

- ア 財政援助の目的、内容について
- イ 交付の金額、時期、方法、手続等について
- ウ 対象事業等の執行について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

**【豊川市観光協会】**

(1) 総括

監査の項目については、軽微な注意事項があったが、概ね適正に執行されていると認められた。

**【産業部商工観光課】**

(1) 総括

監査の項目については、一部に検討を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 検討事項

豊川市観光協会が行っている観光バスにおける市営駐車場使用料の無料化に対する補助については、本市の歳入となる使用料に対して補助することになり不適切である。この事業のあり方及び補助金の合理性について、早急に検討されたい。